

## TPP11 関連の各種証明申請についてのお願い

2018 年 12 月 30 日により発効した TPP11 協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：CPTPP） では、自己申告制度を採用しており、原産品申告書によって関税の減免が受けられる制度となっております。

当センターでは、TPP11の特恵関税適用を目的とした自己申告書への各種証明はいたしません。 主な自己申告書の例は下記をご参照ください。

昨今、ベトナム向け輸出で TPP11 特恵関税を利用する取引で、ベトナム側から商工会議所の第三者証明を要求されるケースがあるようですが、TPP11 を利用する日本からの輸出は自己証明のみと協定で定められています。TPP11 は原則自己証明ですが、ベトナムからの輸出の場合は例外的に第三者証明となっているために誤解が生じている可能性が考えられます。

各種証明申請書類には疑義を生じるような関連のない内容を記載されないよう、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

### TPP11 における原産品申告書の例

以下の URL よりご参照ください

① 日本からの輸出の場合

税関HP「自己申告制度」利用の手引き > TPP11(CPTPP) 」

<http://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou4.pdf>

② ベトナムからの輸出の場合

日本貿易振興機構HP ビジネス短信

「TPP11 の原産地規則に関する通達を公布(ベトナム)」

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/01/eda083dbe057761a.html>